

平成 29 年 9 月 1 日

次期総合計画の策定の着手について

茅ヶ崎市自治基本条例（平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号）第 18 条第 1 項の規定による計画（以下「総合計画」という。）の策定に着手するため、同条第 4 項の規定により、その趣旨を次のとおり公表します。

1 策定の理由

平成 21 年 12 月 17 日に議決した茅ヶ崎市総合計画基本構想の計画期間が平成 32（2020）年度で終了するため、新たに平成 33（2021）年度を始期とする総合計画を策定します。

2 策定の目的

平成 33（2021）年度以降の市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定するものです。

3 策定スケジュール

実施予定時期	実施予定内容
平成 29（2017）年度下半期	・ 策定方針 ^{※1} の決定 ・ 基礎調査及び現状分析の実施
平成 30（2018）年度上半期	・ 基礎調査及び現状分析の実施 ・ 市民参加による総合計画の検討
平成 30（2018）年度下半期	・ 市民参加による総合計画の検討 ・ 総合計画骨子 ^{※2} の検討
平成 31（2019）年度上半期	・ 市民意識調査の実施 ・ 総合計画（素案） ^{※3} の決定
平成 31（2019）年度下半期	・ パブリックコメントの実施 ・ 総合計画（案）を市議会へ提案

※1 策定方針：総合計画の策定にあたっての基本的な姿勢や計画の期間、計画の構成、策定の体制といった事項について指針を定めるもの。

※2 総合計画骨子：総合計画審議会に対して諮問する議論のもととなる案。市の現状分析や将来推計、市民による計画の検討結果等を踏まえ、市の将来像といった一定の方向性を示すもの。

※3 総合計画(素案)：パブリックコメント手続きにより意見を求めるための案。パブリックコメント手続きによって寄せられた意見を反映し、市議会へ提案する総合計画案となるもの。

(参照条文)

○茅ヶ崎市自治基本条例

(総合計画等)

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。